

# 指定管理者候補者選定調書（非公募用）

担当部課名 産業・地域振興支援部 地域振興課

## ●指定の概要

施設名	港区立区民斎場やすらぎ会館
事業者名	港区葬祭業組合
事業者所在地	港区南青山二丁目18番2号
事業者代表者	代表業務執行組合員 竹中 豊治
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年）
公募・非公募の区別	非公募

## ●主な事業提案

業務内容	概要
利用者の受付及び対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 葬儀場という施設の性質を理解した親切、丁寧、公平、慎重、迅速な対応</li><li>・ 「港区暴力団排除条例」に基づいた受付業務</li><li>・ 利用申込時における予約の受付、利用についての説明</li><li>・ 館内及び什器等の利用方法の説明</li><li>・ 遺失物などの記録、管理、保管等</li><li>・ 苦情及びご意見等の適切な対応</li><li>・ 「港区個人情報保護条例」に基づいた個人情報管理及び対応</li></ul>
施設の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 常に良好な状態での施設の維持及び保全に努める</li><li>・ 日常清掃及び定期清掃の実施</li><li>・ 付属設備、消防設備等の適切な操作、点検及び清掃、保守</li><li>・ 利用者の施設利用後の清掃、整頓</li><li>・ 駐車場の利用調整</li><li>・ 定期的な施設内外の巡回による防犯</li><li>・ 火災、盗難その他災害の発生防止に努める</li></ul>
会計事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会計経理を記録した帳簿等の整備、管理</li><li>・ 収納日の当日または翌日の公金の入金</li></ul>
物品管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物品整理簿による数量、使用場所、使用状況等の把握</li></ul>
災害・事件・事故等の危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「港区危機管理基本マニュアル」に基づいた緊急対応マニュアルの整備</li><li>・ 安全点検及び点検報告等の実施</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区有施設等安全管理講習会及びエレベーター安全管理セミナー等の受講</li> <li>・ 赤坂地区総合支所が実施する防災訓練への参加・協力</li> <li>・ A E Dの日常作動点検</li> <li>・ 「港区防災対策基本条例」に基づく対応</li> </ul>
--	--

●収支計画

(金額:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
職員人件費	18,272	18,436	18,599	18,762	18,925	92,994
光熱水費	2,301	2,301	2,301	2,301	2,301	11,505
修繕費	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687	8,435
事業運営費	728	728	728	728	728	3,640
施設管理経費	6,804	6,833	6,862	6,891	6,920	34,310
その他経費	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	14,000
歳出合計	32,592	32,784	32,977	33,169	33,362	164,884
指定管理料	32,592	32,784	32,977	33,169	33,362	164,884
(利用料金)	0	0	0	0	0	0
歳入合計	32,592	32,784	32,977	33,169	33,362	164,884

※ 各区分の端数調整はしていないため、合計欄と一致しない場合があります。

●非公募の理由

<p>港区指定管理者制度運用指針Ⅲ-1-(2)-④-ア「施設の性格や設置目的等から、特定の事業者が管理を行わせる明確な理由がある場合」を根拠とするものであり、その内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 港区葬祭業組合は、港区立区民斎場やすらぎ会館の開設にあたり、管理運営の受託を主な目的として、区の依頼に基づき設立された団体です。</p> <p>(2) 港区葬祭業組合は、東京都葬祭業協同組合に加盟する区内の区民葬儀取扱業者で構成されています。低廉な葬儀を求める区民の要望に応え、その社会的役割を果たすために、利用料金制度を導入せず、事業収入を全額区へ納入します。また、非清算科目である事業運営費、施設管理経費、その他経費についても全額清算を行う非営利団体としての性格を有しています。</p> <p>(3) 港区葬祭業組合は、自らが葬祭業者であるため、管理運営に関する専門的な知識を有しており、利用者に対するきめ細かいサービスの提供・継続が可能であり、斎場の役割を十分理解した効果的な管理運営を実施できます。</p>
---